

## 納税通知書の見方（給与・年金の方）

課税課へお問い合わせいただいた場合に、  
整理番号をお伝えいただくと、スムーズに  
対応できます。

年税額は一年間に納めていただく税額(全体)です。  
税金を納めていただく方法としては特別徴収(給与・年金差し引き)と普通徴収(個人払い)の2通りありますが、特別徴収される分がある場合には、期割額の欄にはそれらを差し引いた残りの分が普通徴収として記載されます。

**本年より年金からの特別徴収が始まる場合(65歳以上)**  
年金分の住民税 1/2 は普通徴収(個人払い)で期割額の1期、2期で納めます。残りの1/2は10月・12月・2月に支払われる年金より、特別徴収されます。

|      | 1 期    | 2 期    | 3 期   | 4 期   |
|------|--------|--------|-------|-------|
| 年金以外 | 5,500  | 3,000  | 3,000 | 3,000 |
| 年金   | 18,700 | 17,000 | ****  | ****  |
| 納付額  | 24,200 | 20,000 | 3,000 | 3,000 |

所得金額調整控除は普通徴収分から差し引かれます。

給与と年金の収入は別々に一定の式にあてはめ、所得計算します。(所得税法別表5など)  
事業等の収入がある場合には必要経費を引いたものが所得となります。

**所得控除の額は所得税と住民税では異なります。**

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 例 . . . . | < 所得稅 > | < 住民稅 > |
| 配偶者控除     | 38 万円   | 33 万円   |
| 一般扶養控除    | 38 万円   | 33 万円   |
| 特定扶養控除    | 63 万円   | 45 万円   |
| 基礎控除      | 48 万円   | 43 万円   |

住民税の控除額についての詳細は、**納税通知書の裏面**に記載されております。

16 歳未満の扶養控除額はありません。扶養親族数は住民税の非課税判定等に使用しますので、人数のみ記載されます。

税額控除は左記の所得控除とは異なり、課税標準額に都民税（４％）、区民税（６％）の税率を乗じたあとに控除されます。

住宅ローン控除やふるさと納税、**定額減税**等の税額控除はこちらに記載されます。

令和6年度住民税（令和5年1月～令和5年12月収入）は**令和6年度（令和6年度相当分）**と表示されています。  
**<注>**例えば、さかのぼって令和3年1月～12月分の申告をした場合は、本来は令和4年度住民税となりますので**令和6年度（令和4年度相当分）**と表示されておりますので、ご注意ください。

**住民税の所得割から控除しきれない定額減税の額について記載されます。**

6月12日以降に発送する通知書  
には変更等の事由が入ります。

**【公的年金からの特別徴収】**地方税法 321 条の 7 の 2  
前年中に公的年金を受け、令和 6 年 4 月 1 日（基準日）  
に 65 歳になられた方は、令和 6 年 10 月以降支払われる  
老齢基礎年金等から、住民税が特別徴収されます。

**【仮徴収】** 地方税法 321 条の 7 の 8  
令和 6 年度公的年金分の年税額の 1/2 を令和 7 年 4 月・  
6 月・8 月で仮に徴収することが法律で定められていま  
す。 なお、令和 7 年 4 月・6 月・8 月分の税額（青色の  
欄の金額）は、令和 7 年度の住民税となるため、今回の年  
税額には含まれておりません。

## 年税額の計算例

一年分の住民税は（給与・年金等）複数の収入がある場合は、これらを合算して計算します。

上場株や土地の譲渡などの課税分は税率が異なるため、別に計算します。

**A** 給与・年金収入計・・・・・・・・ 6,877,394 円

**B** 合計所得金額・・・・・・・・・・ 4,948,568 円

**C** 控除合計額 . . . . . 2,261,189 円

**D** 課税標準額 . . . . . 2,687,000 円

$$(\text{B 合計所得金額} - \text{C 控除合計額} = \text{D})$$

(1,000 円未満切り捨て)

【都民税】

$$2,687,000 \text{ 円 (課税標準額)} \times \underline{\underline{4\%}}$$

$$= 107,480 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円 (調整控除)} - 8,000 \text{ 円 (定額減税)} = 98,480 \text{ 円}$$

(所得割額)  
(100 円未満切り捨て)

98,400 円 (所得割額) + 1,000 円 (均等割額) = 99,400 円 **E**

**【区民税】**

$$2,687,000 \text{ 円 (課税標準額)} \times \underline{6\%}$$
$$= 161,220 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円 (調整控除)} - 12,000 \text{ 円 (定額減税)} = 147,700 \text{ 円}$$

(所得割額)  
(100 円未満切り捨て)

147,700 円 (所得割額) + 3,000 円 (均等割額) = 150,700 円 F

### 【森林環境税（国税）】

1,000 円 G

【年税額】

99,400 円 **E** + 150,700 円 **F** + 1,000 円 **G** = 251,100 円 (年税額) **H**

一年間に納めていただく税額です。